



埼玉県報

第 2 5 2 6 号
平成 2 5 年 9 月 1 3 日
金 曜 日

目 次

告示

- [埼玉県議会定例会の招集\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [平成25年9月2日に発生した竜巻災害に係る被災者生活支援法の適用に関する告示\(消防防災課\)](#)
- [戸田都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [埼玉県母子寡婦福祉資金貸付金未収金収納事務委託\(少子政策課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [富士見第一土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業三沢・坂本地区\(中山間地域総合整備事業\)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正\(出納総務課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用の開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道所沢青梅線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道飯能寄居線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道飯能寄居線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第1294号中訂正\(医療整備課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千三百二十六号

埼玉県議会平成二十五年九月定例会を九月二十日に招集する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年九月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育てサポーター・チャオ

三 代表者の氏名

近澤 恵美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大字弥十郎六百七十番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内及び近隣市町村にて子育てに従事する両親、団体、行政機関等に対して、子育て支援全般に関する事業を行い、虐待などのない心豊かで楽しい子育てを目指し、子どもたちの健全育成及び、地域社会の子育て環境の向上に努める。また、子育てを通じて男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年九月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人わかばの家
- 三 代表者の氏名
小森 美智江
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県加須市上崎二千七百一番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対し、夢や希望を持って社会参加するため、自立支援や福祉事業を行い、地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百二十九号

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
小鹿野町	平成二十三年年度 平成二十四年度	地籍図 三十四枚 地籍簿 一冊	般若四地区（大 字般若の一部）	平成二十五年 九月十日

告 示

埼玉県告示第千三百三十号

平成二十五年九月二日、越谷市の区域内において発生した竜巻による災害を被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の対象となる自然災害とする。

平成二十五年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百三十一号

戸田市から戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千三百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十五年九月十三日

埼玉県知事 上田清司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条（同法第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の収納事務	東京都港区芝浦三丁目十六番二十号 ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 永易 俊彦	平成二十五年八月一日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新鮮市場八幡店

埼玉県草加市八幡町六百三十番地五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）さいたまコープ コープ草加八幡店

（変更後）新鮮市場八幡店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）生活協同組合さいたまコープ 代表者 佐藤利昭

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

（変更後）株式会社マルサンシステム 代表取締役 高橋英之

埼玉県さいたま市桜区桜田三丁目三番一号

ハ 変更年月日

平成二十五年十月十一日

二 届出年月日

平成二十五年九月二日

ニ 縦覧期間

平成二十五年九月十三日から平成二十六年一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年九月十三日から平成二十六年一月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県児玉郡神川町大字矢納字松ノ平七三四の七、七三五の二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

告 示

埼玉県告示第千三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十五年九月四日認可した。

平成二十五年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

富士見第一土地改良区

二 事務所所在地

富士見市

告 示

埼玉県告示第千三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業三沢・坂本地区（中山間地域総合整備事業）計画を変更したもので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十五年九月十七日から

平成二十五年十月十七日まで

二 縦覧場所

皆野町役場

東秩父村役場

告 示

埼玉県告示第千三百三十七号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から施行する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

収納代理金融機関の表株式会社ゆうちょ銀行の項取扱事務の範囲の欄を次のように改める。

- 一 マルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した埼玉県の公金（窓口において納付される県税にあっては、納期限内に納付されるものに限る。）の収納事務
- 二 県税非電子収納事務
- 三 埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）に基づく県営住宅に係る家賃の口座振替による収納事務
- 四 埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）に基づく特別県営住宅に係る家賃の口座振替による収納事務
- 五 埼玉県特定公共賃貸住宅条例（平成六年埼玉県条例第二十九号）に基づく特定公共賃貸住宅に係る家賃の口座振替による収納事務

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県北本県土整備事務所長 小林 一 夫

上中森鴻巣線	路線名
鴻巣市大字川面字前谷四七三番二地先から同市大字中井字堀四〇四番四地先まで	供用開始の区間
平成二十五年九月十三日	供用開始の期日
独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路	備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 浅井義明

<p>所沢青梅線</p>	<p>路線名</p>
<p>所沢市三ヶ島五丁目五四一番四 二地先から同市三ヶ島五丁目一 二五四番四地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年九月十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長六四・ メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 飯能寄居線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>前真土二四四番二地先まで 番三地先から同市大字上鹿山字 日高市大字上鹿山字走折四六六</p>		区 間
<p>一八・四〇 三三・六〇</p>	<p>一七・〇〇 二四・二〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一一・四〇</p>		延 長 (メートル)
<p>道路改築工事 平成十一年十一月十九日付け埼玉県告示第千四百八十四号で告示した道路予定区域の一部変更である。</p>		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>飯能寄居線</p>	<p>路線名</p>
<p>日高市大字上鹿山字走折四六六番三 地先から同市大字上鹿山字前真土二 四四番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年九月十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年九月十三日付け埼玉県 飯能県土整備事務所長告示第十六号 で告示した道路予定区域の供用開始 である。 延長一一・四〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年二月二十日

指令川建セ第二四〇〇七七一号

二 検査済証番号

平成二十五年九月五日

川建セ第二五〇〇七三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字牛ヶ谷戸字諏訪六六一番二、六六一番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字山ヶ谷戸八十番地一

馬場 欽一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年五月二十七日

指令川建セ第二四〇一五五一号

二 検査済証番号

平成二十五年九月九日

川建セ第二五〇〇六七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字山ヶ谷戸字押出シ五三四番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県太田市高林南町七八七番地一 アルエット一〇五号

矢部 陽一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年五月十七日

指令川建セ第二四〇一六九〇号

二 検査済証番号

平成二十五年九月十日

川建セ第二五〇〇七〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都六番一、六番三、六番四、六番十九と六番十三、六

番十四の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市本町二丁目二一十九

西武住宅建設 柳澤 進

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年三月二十一日

指令川建セ第二四 一四二 号

二 検査済証番号

平成二十五年九月十日

川建セ第二五 七六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字天沼五四三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井五九一番地

比留間寛明

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年二月二十一日

指令川建セ第二四 一三 号

二 検査済証番号

平成二十五年九月十一日

川建セ第二五 七七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字松原六七 番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市箱田五丁目五番一 三 六号

新行内輝

告 示

埼玉県教委告示第三十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年九月十三日

埼玉県教育委員会委員長 清水松代

一 日時

平成二十五年九月十九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 平成二十六年当初教育局等職員人事異動方針について
- ロ 平成二十五年年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について
- ハ 平成二十五年年度優秀な教員の表彰（埼玉県はつらつ先生表彰）について
- ニ 埼玉県地方産業教育審議会委員の任免について
- ホ その他

正 誤

埼玉県告示第千二百九十四号（平成二十五年九月六日第二千五百二十四号）中訂

正

ページ 表中 行

一 有効期限 前から一から二まで

誤

平成二十八年九月三日

正

平成二十八年九月二日

ページ 表中 行

二 有効期限 前から一から二まで

誤

平成二十八年九月三日

正

平成二十八年九月二日